

草津市長の職務代理者の設置に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条の規定に基づき、市長の職務を代理する者（以下「職務代理者」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(職務代理者の設置)

第2条 職務代理者は、市長に事故があるとき、または市長が欠けたときに設置する。

2 市長は、職務代理者を設置する場合は、告示を行うものとする。ただし、市長自ら告示することが困難であると認められる場合は、当該職務代理者がこれを行うものとする。

3 前項の告示の事項は、職務代理者の職氏名、設置期間および設置理由とする。ただし、職務代理者の設置期間（以下「職務代理期間」という。）を設けることが困難であると認められる場合は、これを省略することができる。

(関係機関への通知)

第3条 市長または職務代理者は、滋賀県その他の関係機関に対し、前条第3項の規定による告示の事項を通知するものとする。

(文書等の表記)

第4条 職務代理期間において、文書等に表記する職名は、草津市長職務代理者とする。

2 前項の規定にかかわらず、感謝状、表彰状その他これらに類する法的効力を有しない公文書等で、市長の職氏名を用いることが社会通念上適当と認められるものについては、市長の職氏名を用いることができるものとする。ただし、市長が欠けたときは、この限りでない。

(文書等の修正)

第5条 職務代理期間において、市長の職氏名の表記または滋賀県草津市長之印の押印がある文書等（前条第2項に規定するものを除く。）をやむを得ず使用するときは、市長の職氏名または滋賀県草津市長之印を2本線で抹消し、職務代理者の職氏名を表記するとともに、滋賀県草津市長職務代理者草津市副市長之印または滋賀県草津市長職務代理者草津市職員之印を押印するものとする。

(文書等の読替措置)

第6条 前2条の規定にかかわらず、既に市長の職氏名が刷り込まれている文書等で、職務代理期間中に大量に交付し、または発送するものその他の市長の職氏名を修正することが容易でないと認められるものについては、草津市長を草津市長職務代理者と、滋賀県草津市長之印を滋賀県草津市長職務代理者草津市副市長之印または滋賀県草津市長職務代理者草津市職

員之印と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定により読替措置を行うときは、事前に告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。